

IASB会議報告（第137回から第138回まで）

国際会計基準審議会（IASB）の第137回の臨時会議が2011年2月1日及び2日の2日間、第138回会議が、2011年2月15日から18日の4日間（このうち16日から18日までの3日間は米国財務会計基準審議会（FASB）との合同会議）が、ロンドンのIASB本部で開催された。

第137回会議では、IASBのみの会議で、退職後給付及び国際財務報告基準（IFRS）の適用開始後の見直しが、FASBとの合同会議では、収益認識及び保険会計に関する議論が行われた。教育セッションでは、リースが取り上げられ、リース契約とサービス契約とを区分する原則を開発するための基礎として、2つの設例を基に議論が行われた。

第138回会議では、IASBのみの会議で、退職後給付及び連結関連のIFRSの発効日及び早期適用、FASBとの合同会議では、収益認識、金融商品（償却原価及び減損）、リース、保険会計及び各基準に共通する論点（クロスキャッシング問題）に関する議論が行われた。教育セッションでは、保険会計に関連して、保険契約とそこに含まれる非保険要素を分離するアンバンドリングについて、関係者からの意見聴取が行われた。

第137回臨時会議（2011年2月1日及び2日）

IASB会議

1. 退職後給付

2010年4月に公表された公開草案（確定給付制度）に対して受領したコメントの分析及びそれらを踏まえた論点の議論が進行中である。今回検討されたのは、確定給付制度と確定拠出制度の間の区分規準及び確定給付制度におけるリスク共有という特徴の会計処理の2つであった。

(1) 確定給付制度と確定拠出制度の間の区分規準

受領したコメントでは、ある確定給付制度では、給付計算式を用いているが、雇用主による支払いレベルに影響を与えないものがあり、実質的に確定拠出制度としての性格を持ちながら、単に給付計算式を用いているというだけで、確定給付制度とされるものがあるとの懸念が表明されていた。これを受けて、確定給付制度と確定拠出制度を区分するための規準を明確化するために、給付計算式が持つべき特徴に関する議論が行われた。

議論の結果、次の点を明確にすることが暫定的に合意された。

年金制度が、確定給付制度とされるためには、給付計算式は、雇用主に対して、現在又は過去の勤務サービスの結果として生じる追加的拠出を求めることになる可能性のある法的

又は推定的義務を生じさせるものでなければならない。

(2) 確定給付制度におけるリスク共有という特徴

ある種の確定給付制度では、剰余の便益又は給付の費用を雇用主と制度参加者の間で共有するという性格をもつものがある。受領したコメントでは、このようなリスクを共有する確定給付制度に関する I A S 第 19 号(従業員給付)の規定が明確でないとの指摘があり、今回このようなリスク共有という特徴をどのように扱うかに関して議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) I A S 第 19 号第 67 項(給付の勤務期間への帰属)に従って帰属させられる給付は、従業員による拠出の影響とネットにしたものであることを明確にする。
- (b) 確定給付義務を決定する際に、従業員の拠出の影響を差引くという提案を確認するが、従業員の拠出の影響は、常に勤務サービスからの控除として表示するという提案は取り下げる。
- (c) 条件付物価スライド制(conditional indexation)の影響は、物価スライド又は給付の変動が自動的か、雇用主、従業員又は(制度の評議員又は管理者といった)第三者による意思決定に従うかに関係なく、確定給付義務の測定に反映しなければならないことを明確化する。
- (d) 追加拠出を行うという法的又は推定的債務に制限が存在する場合には、当該制限の影響を確定給付義務の計算に含めなければならないということを明確化する。
- (e) 物価スライド又は給付の変動を見積もるために利用された仮定は、確定給付債務を決定するために用いられる他の仮定と首尾一貫したものでなければならないことを明確化する。

2. I F R S の適用開始後の見直し

すべての新しい I F R S の導入又は既存の I F R S に大きな変更を行った後に、適用開始後の見直し(post-employment review)を行うことを求めるデュー・プロセス・ハンドブックの改訂が 2008 年 10 月に行われている。適用開始後の見直しは、通常、新 I F R S 又は大きな改訂が強制適用された 2 年後に行うことが予定されている。これは、I F R S 設定の手続の一環として位置付けられており、その対象は、基準開発時に議論となった論点(issues identified as contentious)及び予想していなかった適用コスト又は適用上の問題点に限られる。具体的にこのような見直しの対象となるのは、2006 年 11 月に公表された I F R S 第 8 号(営業セグメント)である。2009 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されており、2010 年 12 月 31 日終了する事業年度までで 2 年経過することになり、これらの期間の財務諸表が入手可能となる 2011 年の秋以降にも見直しに着手する必要がある。

このような状況を受けて、今回、適用開始後の見直しをどのような具体的なフレームワー

クで行うべきかについてスタッフから提案があり、その内容を、IFRS 諮問会議 (IFRS Advisory Council)、IFRS 解釈指針委員会及び各国会計基準設定主体会議に諮って、意見を聴取することが合意された。今後、これらの相談の結果が、2011年4月にもIASBに報告される予定である。

IASBとFASBの合同会議

1. 収益認識

今回は、製品保証の会計処理及び 契約獲得費 (costs of obtaining a contract) の会計処理の2つについて議論が行われた。

(1) 製品保証の会計処理

公開草案では、製品保証の内容によって、次の2つの会計処理を適用することを提案している。

- (a) 顧客に製品が引き渡された際に存在していた欠陥 (defect) に対する保証 (これを「品質保証製品保証 (quality assurance warranty)」と呼んでいる) : これは、顧客に完全な製品を引き渡さなければならないという義務を表しており、これを満たしていない状況では、サービスを提供するという履行義務は発生していないため、保証サービスという履行義務を発生させるような事態ではないと考えている。完全な製品を引き渡すという履行義務そのものが満たされていないため、このような部分に対しては、欠陥が修復されるまで収益認識ができないとされている。
- (b) 製品が顧客に引き渡された後に発生した欠陥に対する保証 (これを「保険保証 (insurance warranty)」と呼んでいる) : これは、製品引渡後に生じた欠陥に対する保証サービスを提供する目的のものであり、独立の履行義務として認識することが求められている。

このような提案に対して、2つに分けることは、概念的にも実務的にも煩雑で複雑な作業を求めることになるなどのコメントが寄せられた。これを受けて、公開草案の提案を維持するかどうか議論された。

スタッフからは、すべての製品保証を独立した履行義務とみる考え方と ある種の製品保証は履行義務ではなく、「製品保証義務 (warranty obligation)」として区分すべきである (すなわち、収益が帰属するような履行義務ではなく、IAS第37号 (引当金、偶発負債及び偶発資産) で規定する負債として認識する) との考え方が示された。議論の結果、スタッフの考え方のうち後者の考え方を採用することとし、次の点が暫定的に合意された。さらに、これらについての適用のための検討をすることがスタッフに指示された。

- (a) ある種の製品保証は、履行義務として認識せず、「製品保証義務」として区分し、IAS第37号で規定する負債として認識する。この結果、この負債に対しては、発生主義で費用が認識されることになる（従って、収益認識とは、直接関係のない負債となる）。
- (b) 顧客が企業から独立したサービスとして製品保証を購入できる場合には、企業は、当該製品保証を独立した履行義務として会計処理しなければならない。この結果として、当該製品保証サービスに対して収益（取引価格）が配分されることになる。
- (c) 顧客が企業から独立したサービスとして製品保証を購入できない場合には、企業は、当該製品保証が、契約で特定された企業が行うべき保証として定められている保証以外にサービスを提供するものである場合を除いて（この場合には、当該製品保証サービスは企業の履行義務として会計処理される）、当該製品保証を費用の発生として会計処理しなければならない（従って、収益認識とは、直接関係がなくなる）。

(2) 契約獲得費

公開草案では、契約を獲得するための費用（販売費、マーケティング費、広告宣伝費及び提案準備費や交渉のための費用など）は、その発生時に費用として認識しなければならないとしている。これに対して、契約獲得費の一部を資産として認識すべきではないかとの指摘を受け、今回議論が行われた。スタッフからは、回収が可能と見込まれる増分契約獲得費用を資産とすべきとの考え方及び回収が保証されている費用のみを資産とすべきとの考え方の2つが示された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 企業は、企業が回収が可能と見込まれる増分契約獲得費用を資産とする。増分費用とは、契約が獲得できなければ発生しなかった費用を指す。
- (b) 契約獲得費として認識された費用は、財政状態計算書上で、別個の項目として表示されなければならない。そして、当初認識後は、資産が関連する契約における企業のパフォーマンスと統合的なシステムティックな方法で償却しなければならない。

2. 保険契約

今回は、新契約費に関して議論が行われた。

公開草案では、新契約費は、保険契約の販売、引受又は発行に関する直接又は間接の費用であると定義し、次のような会計処理を提案している。

- ・増分新契約費は、履行キャッシュ・フローの現在価値に含める（包括利益計算書には影響しない）。
 - ・上記以外の新契約費は、その発生時に費用として認識する（包括利益計算書に影響する）。
- どのような費用を増分新契約費とするかどうかなどに関してコメントが寄せられ、これら

の内容をより明確にするための議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 契約キャッシュ・フローに含まれる新契約費は、ポートフォリオ・レベルでの増分新契約費とする(公開草案では、個別の契約ベースで増分となる新契約費に限定していた)。これについては、IASB及びFASBともに合意した。
- (b) 新契約費は、発生時に費用として認識するのではなく、保険契約の当初測定に含められるべきことを明確にする適用ガイダンスを設けることに暫定的に合意した。IASBは、この点について決定をしなかった。
- (c) キャッシュ・フローの当初測定に含める新契約費は、成功した保険契約に関するものだけにすべきかどうかに関して議論を行った。FASBのボードメンバーは全員この扱いを支持したが、IASBは合意に達しなかった。
- (d) キャッシュ・フローに含めるべき新契約費に関するより一層の理解のため、増分費用、直接費用、又は、直接かつ増分費用をどのように定義するかに関する明確化を図ることがスタッフに指示された。

第138回会議(2011年2月15日から18日まで)

IASB会議

1. 退職後給付

今回検討されたのは、再測定の表示、開示及び管理費用(administration costs)に関する関係者のフィードバック及び発効日及び経過措置の3つであった。公開草案(確定給付制度)に対して受領したコメントの分析及びそれらを踏まえた論点の議論が今回で完了し、これまでの議論がデュー・プロセスで求められている必要なすべての手続を満たしたことが確認された。また、2人のボードメンバーからこの改訂に反対する意向であることが表明された。これらの結果を受けて、スタッフに対して、最終基準の準備に入ることが指示され、最終基準は、2011年3月末に公表する予定で作業が進められることになった。

(1)再測定の表示

再測定構成要素の表示について、公開草案では、その他包括利益(OCI)で表示することを提案していたが、2010年11月の会議では、これを変更し、当期純利益又はOCIのいずれかで表示することを認めること(選択肢の導入)が暫定的に合意された。その後、2011年1月会議では、まったくの自由選択ではなく、選択に対して制限(例えば、会計上のミスマッチが生じる場合のみに限定するとか、当期純利益で表示することを採用

した場合には、その選択は、取消不能とするなど)を設けるべきことが暫定合意された。そして、スタッフに対して、さらに制限を設ける場合があるかどうかに関して検討するよう指示が出されていた。

今回、これを受けて検討した結果が、スタッフから示された。そこでは、これまでの暫定合意を覆し、公開草案での提案(再測定構成要素は、OCIで表示する)に戻る事が提案され、議論が行われた。

議論の結果、8名のボードメンバーが、スタッフの提案を支持し、この方向で基準化を図ることが、暫定的に合意された。

(2)開示及び管理費用

2010年11月及び12月の会議で、スタッフに対して、これまでに暫定合意された内容に関して、従業員給付ワーキンググループの意見を聴取するよう指示されていた。これを受けて、今回、スタッフからその結果が提出され、議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 確定給付債務 (defined benefit obligation) の加重平均デュレーションの開示を要求する。さらに、この改訂には、開示目的を満たすような満期分析に関する追加情報のタイプの例示 (例えば、非拠出型の確定給付債務の満期分析) を含める。
- (b) 制度資産の管理に関連する管理費用は、制度資産の運用利回りから控除する。なお、制度資産の管理以外に関連する管理費用の取扱いについては、基準では触れないことが暫定合意されている。

このほか、確定給付債務の分解情報 (例えば、権利確定済み、発生中 (権利未確定) 及び条件付給付に分解して内訳を示す) の開示に関する提案については、コストや準備が難しいなどの理由から従業員給付ワーキンググループからの支持は少なく、分解の仕方を指定するようなことはせず、分解開示の方法は企業の任意とするものの、開示目的を満たすような開示例を示すことが暫定的に合意された。

(3)発効日及び経過措置

現在検討中のMOUプロジェクトの発効日や経過措置をどのようにするかに関して、2011年1月末を期限に意見を求めている (発効日及び経過措置の方法に関する意見募集)。これに寄せられたコメントの分析を待って、最終的な決定を行うものの、今回、発効日や経過措置に関して議論が行われた。

議論の結果、将来見直すことを前提に、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 発効日は、2013年1月1日より早くはしない。
- (b) 経過措置として、次の取扱いを定める。
 - (i) IAS第19号 (従業員給付) をすでに適用している会社は、IAS第8号 (会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬) に従って、新基準の規定を遡及適

用することを原則とする。

- ・ ただし、この基準が最初に適用される事業年度の開始日前に簿価に従業員給付費用を配分している I A S 第 1 9 号の範囲以外の資産（例えば、たな卸資産）の簿価は、修正する必要がないこととする。これは、従前は未認識であった数理計算上の差異及び過去勤務費用は、従業員給付費用を配分している資産の簿価を修正するのではなく、資本の部で認識することを意味する。
- ・ 新基準を初めて適用する事業年度の確定給付債務の感応度開示に当たっては、比較情報を開示する必要がない。

(ii) I F R S を初度適用する企業は、I F R S 第 1 号（I F R S の初度適用）の規定に従って、新基準の規定を遡及適用することを原則とする。ただし、I F R S への移行を改訂 I A S 第 1 9 号の発効日以前に行う企業に対しては、暫定的な免除を与える。当該免除は、確定給付債務の感応度開示にあたっては、比較情報を開示する必要がないというものである。

(iii) I A S 第 1 9 号の第 1 5 3 項から第 1 5 6 項及び I F R S 第 1 号の付録 D の D 1 0 にある経過措置の規定を削除することを確認する（公開草案での提案）。

2 . 連結関連 I F R S の発効日及び早期適用

連結プロジェクトで検討している I F R S の見直しは、最終的に、I F R S 第 1 0 号（連結財務諸表）、I F R S 第 1 1 号（ジョイント・アレンジメント）、I F R S 第 1 2 号（他の企業に対する持分の開示）、改訂後 I A S 第 2 7 号（分離財務諸表）及び改訂後 I A S 第 2 8 号（関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資）という 5 つの I F R S にまとめられる予定である。今回、これらの I F R S の発効日及び経過措置をどのようにするかが議論された。

これまでの I A S B の議論において、発効日は、2 0 1 3 年 1 月 1 日より早くはしないこと及び経過措置として、I F R S 第 1 0 号及び第 1 1 号に対して限定的な遡及適用（例えば、新基準の適用によって新規に連結されることになる子会社や連結から外れることになる会社に対する特例を認めた遡及適用）を求めることが暫定的に合意されている。

議論の結果、次の点が全員一致で暫定的に合意された。

- (a) 5 つの I F R S の発効日を 2 0 1 3 年 1 月 1 日とする
- (b) 早期適用を認めるが、5 つの I F R S を同時に適用することが条件となる。なお、開示を扱う I F R S 第 1 2 号の開示要求の一部の早期適用には、それ以外の I F R S 第 1 2 号の開示項目及び I F R S 第 1 0 号、第 1 1 号を同時に早期適用する必要がないという取扱いがあることを明確化する。
- (c) I F R S 第 1 0 号及び第 1 1 号に対して限定的な遡及適用を求めるという暫定合意を変更しない。

I A S B と F A S B の合同会議

1. 収益認識

今回は、独立した履行義務 (performance obligation) の識別、サービスに対する収益認識、契約の統合、契約の変更、履行義務の定義、将来の財及びサービスの破棄 (breakage) 及び前払い (prepayment) 及び不利な履行義務の7つについて議論が行われた。

(1) 履行義務の識別

2011年1月に引き続き、受領したコメントを反映して、公開草案で提案されている履行義務を識別するための規定の改善が議論された。

公開草案第23項では、次の場合に、財又はサービスを別個の履行義務として区分できるとしている。

- (c) 企業 (又はその他の企業) が、同一の、又は類似する財又はサービスを別個に販売している。
- (d) 財又はサービスが次の条件の双方を満たしていることにより、企業が財又はサービスを別個に販売し得る。
 - (i) 財又はサービスに、区分できる機能があること：財又はサービスに区分できる機能がある場合とは、それが、それ自体で又は顧客が企業から取得した (若しくは企業又は他の企業が別個に販売している) 他の財又はサービスとの組合せのいずれかで、有用性がある場合である。
 - (ii) 財又はサービスに、区分できる利益マージンがあること：財又はサービスに区分できる利益マージンがある場合とは、財又はサービスが区分できるリスクにさらされていて、当該財又はサービスを提供するのに必要な資源を企業が別個に識別できる場合である。

さらに、第24項では、財又はサービスが区分できる場合であっても、収益認識の金額とタイミングが、複数の履行義務をまとめて会計処理した結果と、これらの履行義務を別個に会計処理したのとで同じになるときは、公開草案の認識及び測定に関する定めを、個々の履行義務に別々に適用する必要はないとされている。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された (I A S B 及び F A S B のボードメンバー全員が支持) 。

- (a) 企業が、財又はサービスを、企業が顧客に提供している単独の項目 (1 つの商品) にまとめるというサービスを提供している場合には、企業は、約束した財又はサービスの束

をひとつの履行義務として会計処理しなければならない。

(b) 次の場合、企業は、約束した財又はサービスを独立した履行義務として会計処理しなければならない。

- ・ 財又はサービスの移転のパターンが、同一契約内の他の約束した財又はサービスの移転パターンと異なる。
- ・ 財又はサービスが、「区分できる機能 (distinct function)」を有している。

(c) 次のいずれかの場合には、財又はサービスは、区分できる機能を有している。

- ・ 企業が、財又はサービスを通常分離して販売している。
- ・ 顧客は、財又はサービスを、自分自身で、又は、顧客が容易に利用できる資源とともに使用することができる。

(2) サービスの収益認識

公開草案で提案した収益認識のコア原則では、「企業は、履行義務を、約束した財又はサービスを顧客に移転することによって充足したときに、収益を認識しなければならない」という移転モデルを提案し、財の収益認識とサービスの収益認識に同じ規準を適用することを提案している。受領したコメントを受けて、財の収益認識に適用される規準とサービスの収益認識に適用される規準を分け、サービスの収益認識に適用される規準をより明確化することが妥当と判断され、そのための議論が、2011年1月から開始されている。そこでは、サービスの収益認識のために、履行義務が継続的に遂行されていることを決定し、ついで、履行義務の完全な充足へ向けての進展を測定する認識方法を選択するという2段階の収益認識モデルが検討されている。

今回は、このモデルを前提に、履行義務が継続的に遂行されていることの決定、履行義務の完全な充足へ向けての進展の測定及びそれ以外の論点の3つに関して議論が行われた。

履行義務が継続的に遂行されていることの決定

履行義務が継続的に遂行されていることをどのように決定するかについての議論では、まず、そのような決定にあたっての指標を提供するのか、それとも、判断のための規準を提供するのが検討され（そして、規準を提供することが暫定合意され）、次いで、規準の内容が議論された。

議論の結果、指標の提供ではなく、規準を提供すべきことが暫定的に合意され、次の規準のいずれかを満たせば、履行義務が継続的に遂行されているとすることとされた（IASB及びFASBのボードメンバー全員が支持）。

- (a) 企業の履行が、（資産が創造又は強化されるに連れて）顧客が資産として支配する資産を創造又は強化していること。
- (b) 企業の履行が、他の用途をもつ資産を創造せず、かつ、少なくとも次の条件の1つを満たすこと。

- ・企業が作業（task）を遂行するに連れて、顧客が便益を受領すること。
- ・他の企業が、残りの履行義務の履行を求められた場合に、その時点までに履行された作業を当該他の企業が再度履行する必要がないこと。
- ・企業は、顧客が自分の便宜のために解約できるとしても、その時点までに履行した作業に対して支払いを受ける権利を有していること。

履行義務の完全な充足へ向けての進展の測定

履行義務の完全な充足へ向けての進展をどのように測定するかに関して議論が行われた。議論の結果、公開草案での提案を引き継ぎ、最終基準では次の点を明確化することが暫定的に合意された（IASB及びFASBのボードメンバー全員が支持）。

- 進展の測定の目的は、企業の履行（すなわち、財又はサービスを顧客に移転するパターン）を忠実に描写することであることを強調する。
- 公開草案に記述されているアウトプット法及びインプット法に関する記述をより明確にする。

履行義務の進展の測定に関する特殊論点

インプット法を用いるときに、履行義務が単一だと判断された場合、その単一履行義務の中で作業の進展をどのように測定するかに関して議論が行われた。具体的には、例えば、発電設備を顧客のために建設する契約で、その中で指定されたタービンを購入し、これを稼働できる状態にするという単一の履行義務（タービンのインストールを行って稼働できる状態にするという単一の目的が契約によって求められている）を内包している場合、タービンの購入とそれをインストールするサービスとはタイミングが異なる。この場合、どのように収益を認識するかが議論された。すなわち、インストールするというサービスとは異なる時点で財を購入し、その財の支配が顧客に移転している場合、どのように財及びサービスの収益を認識するかという論点である。

議論の結果、そのような場合、企業は、財の購入時点で当該財の支配が顧客に移転しているので、この時点で、当該財に関する収益を認識するが、その際には、当該財の取得原価と同額で収益を認識することが、暫定的に合意された。これは、当該契約の目的は、タービンをインストールして稼働できる状態にすることであるため、タービンの購入だけでは、インストールするというサービスを何ら提供していないので、購入時点で利益マージンを認識することは不適切と判断されたことによる。議決は、IASBは、14名が賛成し（1名が反対）、FASBでは、4名が賛成した（1名が反対）。

(3) 契約の結合

複数の契約をどのようなときに1つの契約として結合するかに関して議論が行われた。議論の結果、企業は、次の条件を満たした場合、同一の顧客（又はその関連企業）との間で、同時又は近い時点で締結された、複数の契約を1つの契約に結合しなければならないことが暫定的に合意された（IASB及びFASBのすべてのボードメンバーが支持）。

- (a) 単一の商業目的のために1つのパッケージとして交渉された契約であること。
- (b) 1つの契約の対価の金額は、他の契約に依存していること。
- (c) 財及びサービスは、そのデザイン、技術又は機能の面において、契約間で相互に依存していること。

(4)契約の変更

契約が変更されたときに、当該変更をどのように取り扱うかについて議論が行われた。議論の結果、次の点について、暫定的に合意された。ただし、取引価格をどのように決定し配分するかについての議論が終了していないので、正式な議決は行われなかった。

- (a) 契約の変更が、追加の履行義務に相応な価格による独立した履行義務の追加となる場合、企業は、当該契約変更を別個の契約として会計処理しなければならない。
- (b) そうでない場合には、追加履行義務がないので、企業は、これまでの履行義務を再評価し、取引価格をそれぞれの独立した履行義務に再配分しなければならない。

(5)履行義務の定義の見直し

公開草案では、企業の過去の実績によって作り出された黙示的な約束（法的に強制されるものではない）から履行義務が生じることを認めているが、履行義務の定義の中に「強制される（enforceable）」という表現が使われているため、法律で強制される黙示的な義務のみが履行義務として適格であるという理解がされるおそれがあるとの指摘がコメントとして寄せられた。なお、公開草案では、履行義務は、「顧客との間の契約における、財又はサービスを顧客に移転するという強制される約束（明示的又は黙示的かを問わず）」と定義されている。

議論の結果、「強制される」を履行義務の定義から削除することが、暫定的に合意された（IASB及びFASBのすべてのボードメンバーが支持）。

(6)将来の財又はサービスの破棄又は前払い

将来の財又はサービスに対する返金されない顧客からの前払いや顧客の権利（例えば、小売業における割引ポイント）のうち行使されない部分（「破棄（breakage）」といわれる）の会計処理について議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された（IASBの10名が賛成し、FASBの2名が賛成した。ただし、FASBの4名は、この結論に反対しないとの意向を示したため、FASBはこの暫定合意を支持している）。

- (a) 見込まれる破棄の金額を合理的に見積もれるのであれば、企業は、見込まれる破棄の影響を、顧客によって行使される権利のパターンに比例して収益として認識しなければならない。
- (b) それ以外の場合には、企業は、顧客が残余の権利を行使する可能性が少なくなった

(remote)時点で、見込まれる破棄の影響を収益として認識しなければならない

(7)不利な履行義務

履行義務が不利であるかどうかを評価するためのテストをどのように適用するかの議論が行われた。

議論の結果、不利かどうかの判断を行う会計単位は、契約（契約の残余の履行義務）とすることが暫定的に合意された。なお、これ以外の論点については、時間の都合で議論が行われなかった（2011年3月1日の臨時会議で議論された）。

2. 金融商品（償却原価及び減損）

今回は、直接減額の「貸倒れ（write-off）」について議論が行われた。2011年1月に金融資産のオープン・ポートフォリオにどのように予想損失モデルを適用するかに関してのコメントを求める「見解の募集（Request for Views）」が公表されているが（公開期間は、2011年4月1日まで）その公開期間を利用して、2009年11月に公表された当初の公開草案「金融商品：償却原価及び減損」の中で、検討すべき論点としてコメントで指摘されていた問題点の議論をすることとしており、その一環として、今回この問題が取り上げられた。

2009年の公開草案では、貸倒れは、次のように定義されている。

「償却原価で測定されている金融資産の帳簿価額の回収不能性による直接減額。金融資産は、企業が回収の合理的な期待を持たず、さらなる強制活動（further enforcement activities）をやめた時点で回収不能とみなされる。」

これに対して寄せられたコメントの分析及び対応案がスタッフから示され、議論が行われた。議論の結果、次の表現を最終基準に含めることが、暫定的に合意された。

「金融資産は、企業が回収の合理的な期待を持たない場合、回収不能と判断される。そのため、企業は、金融資産（又はその一部）の回収に関する合理的な期待を持たなくなった会計期間において、金融資産又はその一部を貸倒れ（write off）処理しなければならない。」

3. リース

今回は、リース期間、リースの定義、特定資産の定義、特定資産の利用を支配する権利、借手のリースの種類、変動リース料、残価保証及び期間オプション違約金（term option penalties）の8点が議論された。

(1) リース期間

期間更新オプションのあるリース契約のリース期間の取扱いについては、公開草案では、

リース期間を延長する可能性が50%超であるもののうち最長期間をリース期間とすることが提案されている。この提案に寄せられたコメントを分析しながら、期間延長オプションのあるリース契約のリース期間をどのように取り扱うかが議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

(a) 借手及び貸手において、リース期間を次のように定義する（議決は、IASBは、13名が賛成し（2名が反対）、FASBでは、4名が賛成した（1名が反対））。

「リース期間は、企業に、リースを延長するオプションを行使するか、又は、リースを解約するオプションを行使しないという重大な経済的なインセンティブ（significant economic incentive）がある場合には、リースを延長又は解約するオプションを考慮して決定される、借手が、貸手との間で締結している原資産をリースする契約で定められている解約不能期間である。」すなわち、リース期間は、原則として、リース契約が定める解約不能期間であるが、延長又は解約オプションがついている場合には、それを行使する重大な経済的なインセンティブがあれば、それを考慮してリース期間を決定するということ。

(b) 借手及び貸手は、例えば、借手が、更新又は解約オプションを行使するという重要な経済的インセンティブを有するようになったといった関連する要素（relevant factors）に重大な変更があった場合にのみ、リース期間の再評価を行う（議決は、IASBは、14名が賛成し（1名が反対）、FASBは全員が賛成した）。

(2) リースの定義

公開草案では、リースは、「特定資産（原資産）を利用する権利を、ある一定期間、対価と交換で引き渡す契約である。」と定義されている。さらに、適用ガイダンス（application guidance）では、リースの定義の適用に関して、次の2つの原則を示している。

- ・ 契約の履行は、特定資産又は資産（原資産）を提供するかどうか依存する。
- ・ 契約は、合意された期間にわたって特定資産の利用を支配する権利を譲渡している。

今回は、公開草案に対して寄せられたコメントに対応するために、リースの定義の明確化をどのように図るかに関して議論が行われた。今後2011年4月頃にフィールド・テストを行った後に最終的な結論を出す予定である。

(3) 特定資産の定義

リースの定義の中に含まれている「特定資産」の概念の明確化のための議論が行われ、特定資産の定義、大きな資産の一部のリース及び特定サービスの提供に付随する資産という3点が検討された。

定義

リースの定義の中で用いられている「特定資産」をどのように定義するかが議論された。スタッフからは、次の2つの考え方が提示された。

(a) 見解 A：特定資産を一意的に識別された又は識別できる (uniquely identified or identifiable) 資産として定義する。

この考え方の下では、特定資産は、個別の資産レベルで特定されるべきで、同一の仕様を持つ多くの資産の1つとしては定義しないこととなる。また、原資産を交換できるという資産提供者の権利がある場合、顧客が一意的に識別された個別資産に対する支配権を持たないことを意味するので、サービス提供契約とみなされる。

(b) 見解 B：特定資産を特定仕様 (particular specification) を持つ資産としてより広義に定義する。

この考え方の下では、顧客は、特定資産又は同一の機能を持つ資産を使用する権利を持っているため、他の類似又は同等の資産から同一の便益を受け取ることができる場合もリース契約として取り扱うことができる。

議論の結果、見解 B に対する支持が多かったが、両方の見解について、今後意見を求めることとされた。

大きな資産の一部のリース

資産の一部を利用権の対象 (特定資産) とできるかどうかに関して、公開草案では明確にされていないため、コメントでの指摘を受けて、この問題が議論された。

スタッフからは、3つの選択肢が提示され、議論が行われた。

(a) 見解 A：公開草案のアプローチを採用して、この問題について明確にしない。

(b) 見解 B：国際財務報告解釈指針 (IFRIC) 第4号 (契約にリースが含まれているか否かの判断) 及びトピック 840 のガイダンスをそのまま引き継ぐ。これにより、物理的に区分される大きな資産の一部は、特定資産となることが明確化される。

(c) 見解 C：大きな資産の物理的又は非物理的 (例えば、容量 (capacity)) な一部が特定資産に該当するかどうかを明確化する。

議論の結果、暫定合意された事項はないが、見解 C に対する支持が表明された。見解 C に基づく明確化は、資産の支配する権利の定義の見直しとの関連のみによって行うことができることが暫定的に合意された。この考え方は、収益認識の公開草案で提案されている考え方と首尾一貫している。ただ、このような範囲の拡大は、予期しない帰結をもたらす可能性があり、関係者の意見を聴取することとされた。

特定サービスの提供に付随する資産

公開草案では、この問題を明示的に扱っていないが、受領したコメントでは、明らかにサービスの提供と思われるものが、リースとされるという指摘を受けた。例えば、特定のテレビチャンネルを視聴する契約をした場合に、顧客に提供される接続のための機器がある。この場合、サービスを得るためには付随資産を持たなければならない。

議論の結果、資産が特定サービスを提供するために付随的な場合、当該契約は、リースを包含していないという扱いに対してボードメンバーから指示が表明された。なお、スタッフからは、契約で要求される特定サービスを提供するための仕組みの中で、サー

サービス提供者から顧客に提供される資産の仕様がサービス提供者によって決定されている場合、又は、契約のうち資産部分が、契約のサービス構成要素と比べて、顧客の便益という観点から重要ではない場合には、当該資産は、サービスの提供に伴う付随的なものである可能性が高いという適用ガイダンス案が示された。

(4) 資産の利用を支配する権利

リースの定義に関連する原則に含まれている「特定資産の利用を支配する権利」を明確化するための議論が行われた。

公開草案では、B 4において、次のいずれかを満たす場合、原資産の利用を支配する権利が、他の企業に移転されるとしている。

- (a) 当該企業が、重要でなくはない金額の資産の産出物又はその他の役務を入手するか又は支配している状況において、自ら決定する方法で、資産を運営する（operate）又は第三者に指示して資産を運営させる能力又は権利を有していること。
- (b) 当該企業が、重要でなくはない金額の資産の産出物又はその他の役務を入手するか又は支配している状況において、原資産に対する物的アクセスを支配する能力又は権利を有していること。
- (c) 当該企業が、リース期間中、資産の産出物又はその他の役務の重要でない金額以外のすべてを入手し、かつ、産出物の引渡時に、当該産出物に対して当該企業が支払う価格が、契約上産出物の単位当たりで固定しておらず、また、産出物の単位当たりで現在の市場価格と同じでもないこと。企業が支払う価格が、産出物の単位当たりで固定されているか、又は、引き渡し時の産出物の単位当たりの現在市場価格である場合には、当該企業は、原資産の利用を支配する権利に対して支払いを行っているのではなく、産出物又はサービスに対して支払いを行っている。

受領したコメントでは、上記(c)の条件について、収益認識プロジェクトで用いている支配の概念と異なる概念を用いているとの指摘があった。

このような指摘に対して、スタッフから、次の3つの対応案が示され、議論が行われた。

- (a) 見解A：特定資産の利用に対する収益認識に関するIFRIC第4号及びトピック840にある概念を維持するが、上記(c)の文言を修正し、その規定の明確化を図る。
- (b) 見解B：見解Aの修正に加え、「運営する能力又は権利」という概念の明確化を図る。
- (c) 見解C：リース基準における支配の記述を、収益認識基準における支配の記述と整合的になるように改訂を行う。

議論の結果、見解Cに対する支持が多かったが、その他の見解についても関係者の意見を求める方向である。

(5) リースの2つの種類

公開草案の提案では、借手の利用権資産は原資産の償却パターンにあわせて償却されるが、リース料支払負債からは、期間の経過に伴って、トップヘビーで支払利息を認識しなければならないため（負債のアンワインド）、借手の損益は、リース当初に費用負担が大きくなる。この点に強い批判があり、これを現在のオペレーティング・リースと同じような定額による損益認識パターンとすべきとのコメントが多数寄せられている。

このため、このような指摘に対応する方法を検討することとされていたが、今回スタッフから、貸手及び借手の双方に適用できるものとして、リースを次の2つの種類に分け、その種類の違いにより当期純利益での損益の認識のパターンが異なる会計処理を導入することが提案された。

(a) ファイナンス・リース (finance lease)

割賦購入のように資金調達という要素が強いリース契約で、その要素の影響が当期純利益に反映されることになる（公開草案での提案と同じ取扱い）。

(b) ファイナンス・リース以外のリース (other-than-finance lease)

資金調達という局面が重要ではないリース契約が該当し、当期純利益での損益認識パターンは、定額での認識となる（現在のオペレーティング・リースと整合的な会計処理）。

議論の結果、スタッフ提案が暫定的に合意された。また、スタッフに対して次の点を明確にするために、限定的な関係者からの意見聴取を行うことが指示された。

- ・ 公開草案に対する変更提案の影響 (implications) をより理解する。
- ・ 2つのリースを識別する原則が、貸手及び借手にとって、より有用な情報を提供することになるかどうかを理解する。
- ・ 変更提案が、契約がリースを内包しているかどうかの決定に対してよりよい判断基礎を提供するかどうかをテストする。

これらのフィードバックを基に、将来リースの定義及びリースの種類についての最終判断が行われる。なお、いずれの方法を採用したとしてもリース負債の測定は、貨幣の時間的価値を反映したものとなるので、当期純利益での損益認識パターンの影響をどのように利用権資産の償却に反映させるのかが今後の議論のポイントとなるものと思われる。

(6) 変動リース料

変動リース料の認識及び測定に関して、どのようなものを借手のリース負債及び貸手のリース債権に含めるべきかに関して議論が行われた。

スタッフからは、どのような変動リース料を見積りに含めるかに関して、次の4つの案が提示された。

(a) アプローチ A：すべての変動リース料を見積りに含める。

- (b) アプローチ B : 発生の可能性が「確か (probable)」又は「合理的に確か (reasonably assured/certain)」なすべての変動リース料を見積りに含める。
- (c) アプローチ C : 指標又はレートに基づく変動リース料のみを見積りに含める。
- (d) アプローチ D : 借手の支配の範囲外にあり、従って回避できない変動リース料のみを見積りに含める。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。なお、変動リース料の測定に関しては、将来議論される予定である。

- (a) 借手のリース負債及び貸手のリース債権は、次のものを含まなければならない。
 - ・ 指標又はレートに基づくリース支払い (IASB及びFASBのボードメンバー全員が同意)。
 - ・ 変動性が商業的な実質を持たないリース支払い (IASB及びFASBのボードメンバー全員が同意)。
 - ・ 認識のための高い閾値 (例えば、合理的に確実 (reasonably certain)) という規準を満たすリース支払い (議決は、IASBは、8名が賛成し (7名が反対)、FASBでは、全員が賛成した)。
- (b) 指標又はレートに基づく変動リース料は、当初時点は、スポット・レートで測定しなければならない (議決は、IASBは、12名が賛成し (3名が反対)、FASBでは、3名が賛成 (2名が反対) した)。
- (c) 借手及び貸手による変動リース料の認識は、同一の信頼性の閾値によるべきである。しかし、そのような閾値の必要性は、変動リース料の認識のベースに依存する (IASB及びFASBのボードメンバー全員が同意)。

なお、上記(c)の論点は、公開草案では、貸手の変動リース料の認識の際にのみ「信頼ある測定 (measured reliably)」を求めていたが、収益認識プロジェクトの最近の議論では、取引価格が「合理的に見積もられる (reasonably estimated)」場合に、履行義務の充足からの収益を認識すべきだとしており、貸手のような一部に限定せず、収益認識全般に際して、信頼ある測定という閾値を設定している。これと平仄を合わせるためには、借手の測定の場合にも、貸手と同様な「合理的に見積もられる」という考え方を導入することが必要だというのが上記(c)の決定の根拠である。

(7) 残価保証

公開草案では、変動リース料と同様、借手は、リース支払いの現在価値に残価保証 (residual value guarantees) による支払額を含むべきと提案している。コメントでは、ほとんどの回答者は、公開草案の提案に対して反対を示さなかった。

議論の結果、リース支払いには、無関係な第三者によって提供された保証による支払金額を除き、残価保証に基づく支払い見積額を含めるべきであることが暫定的に合意された (IASB及びFASBのボードメンバー全員が同意)。

(8) 期間オプション違約金

期間オプション違約金 (term option penalties) は、リース期間終了前の解約や更新を行わなかったときなどに支払われるものである。当該違約金の取扱いに関して議論が行われた。

議論の結果、期間オプション違約金の会計処理は、更新又は解約オプションの会計処理と整合的であるべきことが暫定的に合意された (I A S B 及び F A S B のボードメンバー全員が同意) 。すなわち、借手がリース期間を更新しない場合に期間オプション違約金を支払わなければならない契約であれば、借手が更新をしない決定をし、更新期間がリース期間の見積りに含まれていない場合には、当該違約金は、リース支払いに含まれなければならないということになる。

4 . 保険会計

今回は、 保険契約プロジェクトの前提、 無配当契約の割引率、 モデルに含まれるキャッシュ・フロー、 明示的リスク調整、 契約当初の損益の認識、 残余マージン又は複合マージンの当初認識後の再測定 (unlock) 及び 表示モデルの復習の7つについて議論が行われた。ここでは、 及び を除く、議論の概要を紹介する。なお、 及び は、教育セッションとして議論され、そこで暫定合意された事項はない。

(1) 保険契約プロジェクトの前提

今回は、保険契約プロジェクトでの基準開発の基礎にある公理 (axiom) 及び前提 (assumption) に関して議論が行われた。これらを共有することによって、保険会計基準の首尾一貫性を図り、今後の議論の共通の土台とすることが意図されている。

議論の結果、確認された公理と前提は次のとおりである (I A S B 及び F A S B のボードメンバー全員が同意) 。

(a) 公理

- ・ 理想的な測定モデルは、存在するすべての経済的ミスマッチ (デュレーション・ミスマッチを含む) を報告し、会計上のミスマッチの原因とはならないものである。
- ・ 理想的な会計モデルは、オプションの本源的価値及び時間的価値並びに保険契約に組み込まれている保証の双方を反映するものでなければならない。
- ・ 貨幣は時間的価値を持ち、貨幣の時間的価値を含む方法で負債を測定するとき、企業は、自身のポジションをより忠実に表示することになる。

(b) 前提

- ・ I A S B と F A S B が行うのは、 (そうでなければ適用されるであろう現在又

は提案されている包括的な基準を要求するのではなく、) 保険契約の会計基準を開発することである。

- 保険契約の会計基準は、保険者の視点から保険契約の会計処理を取扱い、保険契約に対応する資産 (assets backing the insurance contracts) 又はそれらを発行する企業のための会計処理を扱うのではない。IASBでは、保険契約に対応する金融資産は、IFRS第9号(金融商品)に基づいて測定される。
- IASBとFASBは、保険契約を、キャッシュ・アウト・フロー及びイン・フローのパッケージを生成するために共に機能する権利及び義務の束を創造するものとみなす会計モデルに基づいて保険契約の会計基準を開発する。
- 一般的に言って、最終基準では、保険契約をポートフォリオ・ベースで測定する。
- 会計モデルは、契約当初での見積りを引き継ぐのではなく、現在の見積り及び入手可能であれば観察可能な市場データと整合的なインプットに基づかなければならない。
- 保険負債の測定に組み込まれるキャッシュ・フローは、保険者が、保険契約を履行するに伴って発生するキャッシュ・フローである。
- 会計モデルでは、単一の最頻値ではなく、将来キャッシュ・フローの期待値を用いる。
- 負債の測定には、保険者自身の信用状態 (credit standing) の変動を反映しない。

(2)無配当契約の割引率

無配当契約の割引率をどのように決定するかに関して、いくつかの代替案の検討が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された (IASB及びFASBのボードメンバー全員が同意)。

- (a) 割引率の目的は、将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値について調整し、かつ、保険契約負債の特性 (例えば、非流動性) を反映することであるという公開草案での提案を確認する。
- (b) 割引率の算定のための手法については規定しない。
- (c) 割引率に関するガイダンスを提供する。ガイダンスでは、割引率は次の特性を備えていなければならないことを示す。
 - 割引率は、その特性が保険契約負債の特性を反映する商品の観察可能な現在市場価格と整合的でなければならない。これには、時期、通貨及び流動性が含まれるが、保険者の不履行リスクの影響は除外する。
 - 割引率は、観察されるレートに影響を与えるが保険契約負債に関連性のないいかな

る要素（例えば、企業が負っている保険契約者に移転することができない投資リスクなど、負債には存在しないが、市場価格が観察される商品には存在するリスク）も含めてはならない。

- ・ 割引率は、保険契約負債の測定のほかのところで反映されていないリスク及び不確実性の影響のみを反映しなければならない。

このほか、ある特定の状況において、割引率を決定する際に、実務的簡便法（practical expedient）を許容すべかどうかについては、将来議論することとされている。

(3)モデルに含まれるキャッシュ・フロー

公開草案では、保険者は、保険契約を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・アウト・フローから将来キャッシュ・イン・フローを控除したものを、明示的で、バイアスのない、確率で加重された見積り（すなわち、期待値）を用いて測定することが提案されている。今回、この提案をさらに精緻化するための議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

(a) 期待値に関しては、次の点を明確化することが暫定合意された（IASB及びFASBのボードメンバー全員が同意）。

- ・ 期待値の測定目的は、すべての目的適合的な情報を考慮した平均（mean）を指している点を明確化する。
- ・ 見積りが、平均を決定するという測定目的と整合的であれば、起こり得るすべてのシナリオを識別し数値化することは必要ないことを明確化する（代表的なサンプルに限定できる）。

(b) 履行キャッシュ・フローに含まれるべきコストに関連して、次の点が暫定的に合意された（IASBのボードメンバーの大半（1名が反対）及びFASBのボードメンバーの大半（1名が反対）が同意）。

- ・ 保険者が、保険契約のポートフォリオを履行する際に直接生じるすべてのコストが、保険負債を決定するために用いるキャッシュ・フローに含まれていなければならないことを明確化する。すべてのコストには、以下のものが含まれる。
 - (i) ポートフォリオのなかにある契約を履行するために直接関連するコスト。例えば、保険契約者への支払いや保険金請求処理費用（公開草案B61に記載）等のコスト。
 - (ii) 保険契約のポートフォリオを履行する一部としての契約活動に直接帰属させることができるコストで、当該ポートフォリオに配分できるもの。
 - (iii) 契約条件により保険契約者に明確に負担させることができるその他のコスト。
- ・ 保険契約や契約活動に直接関連しないコストは、それが発生した期間に費用として認識すべきことを確認する。

- ・ I A S 第 2 号 (たな卸資産) 及び I A S 第 1 1 号 (工事契約) に基づいた適用ガイダンス (application guidance) を提供する。
- ・ 「増分 (incremental) 」という用語を、公開草案における履行キャッシュ・フローの議論から削除する。

(4) 明示的リスク調整

公開草案では、3つのビルディング・ブロックの1つとして、リスク調整を明示的に調整することとしている。一方、F A S B のディスカッション・ペーパーでは、リスク調整を明示的に調整することを求めている。このような状況を前提に、明示的なリスク調整が、原則として、財務諸表の利用者に有用で理解可能な情報を提供することになるかどうかに関して議論が行われた。

議論の結果、保険負債に固有のリスクを忠実に表現する技法があるのであれば、保険負債の測定に明示的なリスク調整を含めることは、利用者に目的適合性のある情報を提供することになるという点が暫定的に合意された (I A S B のボードメンバーの大半 (1 名が反対) 及び F A S B のボードメンバー全員が同意) 。

なお、リスク調整を実務上どのように決定するか、明示的リスク調整を認識するかどうか及び 残余マージン又は複合マージンは、保険リスクの変動を反映して再測定 (unlock) されるべきかどうかについては、今後議論される予定である。

(5) 契約当初の損益の認識

ここでは、契約当初において損失又は利益を認識すべきかどうか議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に確認された。

- 保険者は、保険契約当初に利益を認識すべきではないという公開草案の提案が確認された (I A S B のボードメンバーの大半 (2 名が反対) 及び F A S B のボードメンバー全員が同意) 。
- 保険者は、保険契約当初の損失 (初日の損失) を直ちに当期純利益で認識すべきであるという公開草案の提案が確認された (I A S B 及び F A S B のボードメンバー全員が同意) 。

5 . 各基準に共通する論点 (クロスキャッシング問題)

いくつかのプロジェクトで資産及び負債の測定に当たり、将来キャッシュ・フローの見積りを参照することが求められている。多くの場合、そのような将来キャッシュ・フローは、不確実であり、その金額及びタイミングに関して複数の可能性がある。多くの場合、期待値が提案されているが、その意味するところが必ずしも明確ではない。そこで、各プロジ

エクトに共通する論点（クロスカッティング問題）を次の2つのステップで検討することがスタッフから提案され、今回は、その最初の議論が行われた。

- (a) 第1ステップ：将来キャッシュ・フローに対する異なる測定方法（期待値、最頻値など）を比較する。
- (b) 第2ステップ：特定の資産又は負債に対して、どの測定方法が適切かについて検討する。今回は、次に示す6つの測定方法が議論された。
 - (a) 期待値（expected value）（算術平均値（mean））
 - (b) 50%超で起こる最大金額（maximum amount that is more likely than not to occur）（中央値（median））
 - (c) 最も起こり得る帰結（most likely outcome）（最頻値（mode））
 - (d) 可能性のある帰結の範囲における最小又は最大値（minimum or maximum amount in range of possible outcomes）
 - (e) 可能性のある帰結の範囲の中間値（midpoint of range of possible outcomes）
 - (f) 期待値に最も近い可能性のある帰結（possible outcomes nearest to expected value）

以上

（国際会計基準審議会理事 山田辰己）

* 本会議報告は、会議に出席された国際会計基準審議会理事である山田辰己氏より、議論の概要を入手し、掲載したものである。